令和６年１月１０日
長浜市総務部契約管理課

令和６年度建設工事競争入札参加者の格付基準について【修正】（お知らせ）

本市ホームページにて令和６年１月４日付で、標題について周知しておりましたが、３頁及び４頁の「５．本市建設工事等競争入札参加者における格付基準の主観点項目について」に記載しておりました日付に一部誤りがございましたので、修正のうえ再周知いたします。

１．建設工事競争入札参加者の格付基準について

本市では、平成２８年度から競争入札参加者の格付基準を総合点数（建設工事における参加希望業種ごとに、経営事項審査の結果をもとにした「客観的事項による客観点数」と、長浜市独自に設定した「主観的事項による主観点数」とを合計した点数）と技術者等の要件により決定しております。

◎長浜市の格付基準

総合点数＝ 客観点数 ＋ 主観点数
（経営事項審査の結果）　（長浜市独自の設定）

・工事成績
・経営管理
・社会性
・信用状況

２．格付基準点数について

格付５業種

土木一式工事	令和６年度
Ａ号	７８０
Ｂ号	７００
Ｃ号	６００
Ｄ号	―

建築一式工事	令和６年度
Ａ号	７１５
Ｂ号	６２５
Ｃ号	―

舗装工事	令和６年度
Ａ号	８００
Ｂ号	―
Ｃ号	新規登録

電気設備工事	令和６年度
Ａ号	７５０
Ｂ号	―
Ｃ号	新規登録

給排水冷暖房工事	令和６年度
Ａ号	７００
Ｂ号	―
Ｃ号	新規登録

注　新規登録の事業者については、該当する業種の最下位の格付区分に、少なくとも１年間格付する。

３．格付区分及び請負工事標準額について

格付５業種

※令和５年度と変更があります。詳細については別紙１令和６年度長浜市建設工事競争入札参加者の格付区分別請負工事標準額の見直しについて（お知らせ）をご覧ください。

土木一式工事	請負工事標準額
Ａ号	3000 万円以上
Ｂ号	1100 万円以上 3000 万円未満
Ｃ号	550 万円以上 1100 万円未満
Ｄ号	550 万円未満

建築一式工事	請負工事標準額
Ａ号	5500 万円以上
Ｂ号	5500 万円未満
Ｃ号	1700 万円未満

舗装工事	請負工事標準額
Ａ号	1100 万円以上
Ｂ号	1100 万円未満
Ｃ号	600 万円未満

電気設備工事	請負工事標準額
Ａ号	1100 万円以上
Ｂ号	1100 万円未満
Ｃ号	600 万円未満

給排水冷暖房工事	請負工事標準額
Ａ号	1100 万円以上
Ｂ号	1100 万円未満
Ｃ号	600 万円未満

４．格付区分別有資格技術者基準について

格付５業種　※令和５年度と変更ありません。

土木一式工事	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者
Ａ号	２人以上	３人以上
Ｂ号	—	２人以上
Ｃ号	—	１人以上
Ｄ号	—	—

※Ａ号については「土木工事業」の特定建設業許可が必要

建築一式工事	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者
Ａ号	２人以上	２人以上
Ｂ号	—	１人以上
Ｃ号	—	—

※Ａ号については「建築工事業」の特定建設業許可が必要

舗装工事	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者
Ａ号	—	２人以上
Ｂ号	—	—
Ｃ号	—	—

※Ａ号については技術職員のうちに舗装施工管理技術者が２人以上かつ１級資格者が１人以上、Ｂ・Ｃ号については舗装施工管理技術者が１人以上必要

電気設備工事	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者
Ａ号	—	２人以上
Ｂ号	—	—
Ｃ号	—	—

給排水冷暖房工事	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者
Ａ号	—	２人以上
Ｂ号	—	—
Ｃ号	—	—

注　この表における主任技術者有資格者は、建設業法第７条第２号ハに規定する者とする。
ただし、実務経験を必要とする者を除く。

５．本市建設工事等競争入札参加者における格付基準の主観点項目について

下表の各主観点項目について、右欄に示した点数を主観点として加減点します。

なお、**令和７年度の格付（令和６年度申請分）から、（３）社会性の④消防団への協力活動を削除し、滋賀県の「美知メセナ制度」または「淡海エコフォスター制度」の登録を追加**しますのでご注意ください。
※詳細については別紙２令和７年度建設工事競争入札参加者の格付基準のうち、主観点項目の変更について【修正】（お知らせ）をご覧ください。

主観点項目（令和６年度）	主観点数
（１）工事成績 参加希望工事別の４年間の工事成績評定点の平均 ※ ~~平成３１年~~令和２年１月１日から令和~~４~~５年１２月３１日までに完了検査を終了したもの。	次の計算式により算出した点数 （工事成績評定点の平均値－６５）×５ 範囲　－３２５ ～ ＋１７５
（２）経営管理 ①ＩＳＯ９００１の取得 （申請日において認証を取得しているもの。） ②ＩＳＯ１４００１またはエコアクション２１等の取得 （申請日において認証を取得しているもの。） ※ＩＳＯ１４００１またはエコアクション２１等は重複しての加点は行わない。	ＩＳＯ９００１　＋１０ ＩＳＯ１４００１ またはエコアクション２１等　＋１０
（３）社会性 ①若年技術者の雇用 （令和~~４~~５年１月１日時点で３５歳以下の技術職員の人数） ②滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証企業 （申請日において認証を取得しているもの。） ③災害協定の締結 （申請日において本市と災害協定を締結している団体に加入しているもの。） ④消防団への協力活動 （申請日において本市消防団員を雇用しているもの。） ⑤障害者の雇用 （申請日において雇用しているもの。） ⑥保護観察対象者等の就労支援 １　申請日において大津保護観察所に協力雇用主として登録しているもの。 ２　申請日以前２年間において協力雇用主として保護観察者を３か月以上雇用していたもの。	技術職員のうち１人　＋３ 技術職員のうち２人　＋６ 技術職員のうち３人以上　＋９ 一つ星企業　＋３ 二つ星企業　＋６ 三つ星企業　＋９ 本市と協定締結している団体に加入　＋５ 消防団員として活動している従業員 １人雇用　＋５ ２人以上雇用　＋１０ 障害者を１人雇用　＋３ 障害者を２人以上雇用　＋６ 協力雇用主としての登録　＋５ 協力雇用主として直接雇用　＋５

（３）信用状況 ①　入札参加停止状況 （令和 ~~3~~4 年 1 月 1 日から令和 ~~4~~5 年 12 月 31 日までの 2 年間の入札参加資格停止歴） ②不正または不誠実な行為 完成工事高の嵩上げや市の「工事担当者にかかる業務用携帯電話の使用に際して」にかかる不正行為等について、悪質の度合いに応じ客観点の２％の範囲で減点する。	１か月未満　－５ １か月以上　２か月未満　－１０ ２か月以上　３か月未満　－２０ ３か月以上　６か月未満　－３０ ６か月以上　１２か月未満　－５０ １２か月以上　－７０

別紙１

令 和 ５ 年 １ ２ 月 １ 日
長浜市総務部契約管理課

令和６年度長浜市建設工事競争入札参加者の

格付区分別請負工事標準額の見直しについて(お知らせ)

本市発注の建設工事については令和６年４月１日から、一部を除き、週休２日取組指定型工事を導入するため、工事価格が増加する見込みです。

また先般の物価上昇による工事価格への影響に加え、特に小規模の工事については資材等の高騰による利潤の確保への影響も危惧されるところであります。

これらのことを踏まえたうえで、格付区分間の受注機会均等の確保等も考慮したものとするために、格付区分ごとの請負工事標準額を次のとおり改正します。

１． 改正の要旨

○土木一式工事

（令和５年度）

請負工事標準額	格付
3,000 万円以上	A 号
1,000 万円以上 3,000 万円未満	B 号
500 万円以上 1000 万円未満	C 号
500 万円未満	D 号

（令和６年度から）

請負工事標準額	格付
3,000 万円以上	A 号
1,100 万円以上 3000 万円未満	B 号
550 万円以上 1,100 万円未満	C 号
550 万円未満	D 号

○建築一式工事

（令和５年度）

請負工事標準額	格付
5,000 万円以上	A 号
5,000 万円未満	B 号
1,500 万円未満	C 号

（令和６年度から）

請負工事標準額	格付
5,500 万円以上	A 号
5,500 万円未満	B 号
1,700 万円未満	C 号

○ほ装工事

（令和５年度）

請負工事標準額	格付
1,000 万円以上	A 号
1,000 万円未満	B 号
500 万円未満	C 号

（令和６年度から）

請負工事標準額	格付
1,100 万円以上	A 号
1,100 万円未満	B 号
600 万円未満	C 号

○電気設備工事

（令和５年度）

請負工事標準額	格付
1,000 万円以上	A 号
1,000 万円未満	B 号
500 万円未満	C 号

（令和６年度から）

請負工事標準額	格付
1,100 万円以上	A 号
1,100 万円未満	B 号
600 万円未満	C 号

○給排水冷暖房工事

（令和５年度）

請負工事標準額	格付
1,000 万円以上	A 号
1,000 万円未満	B 号
500 万円未満	C 号

（令和６年度から）

請負工事標準額	格付
1,100 万円以上	A 号
1,100 万円未満	B 号
600 万円未満	C 号

２． 適用時期

令和６年４月１日以降に入札公告を行う建設工事から適用します。

別紙２

令和６年１月１０日
長浜市総務部契約管理課

令和７年度建設工事競争入札参加者の格付基準のうち、
主観点項目の変更について【修正】（お知らせ）

<u>※本市ホームページにて令和５年９月１日付で、令和７年度の格付（令和６年度申請分）から主観点項目の一部変更を行うことについて周知しておりましたが、下表の日付に一部誤りがございましたので、修正のうえ再周知いたします。</u>

本市建設工事等競争入札参加者における格付基準の主観点項目について

下表の各主観点項目について、右欄に示した点数を主観点として加減点します。

主観点項目（令和７年度（令和６年度申請分））	主観点数
（１）工事成績 参加希望工事別の４年間の工事成績評定点の平均 ※ 令和~~２~~３年１月１日から令和~~５~~６年１２月３１日までに完了検査を終了したもの。	次の計算式により算出した点数 （工事成績評定点の平均値－６５）×５ 範囲　－３２５ ～ ＋１７５
（２）経営管理 ①ＩＳＯ９００１の取得 （申請日において認証を取得しているもの。） ②ＩＳＯ１４００１またはエコアクション２１等の取得 （申請日において認証を取得しているもの。） ※ＩＳＯ１４００１またはエコアクション２１等は重複しての加点は行わない。	ＩＳＯ９００１　＋１０ ＩＳＯ１４００１ またはエコアクション２１等　＋１０
（３）社会性 ①若年技術者の雇用 （令和~~５~~６年１月１日時点で３５歳以下の技術職員の人数） ②滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証企業 （申請日において認証を取得しているもの。） ③災害協定の締結 （申請日において本市と災害協定を締結している団体に加入しているもの。） ~~④消防団への協力活動~~ ~~（申請日において本市消防団員を雇用しているもの。）~~ ④滋賀県の「美知メセナ制度」または「淡海エコフォスター制度」の登録 （申請日において「美知メセナ制度」又は「淡海エコフォスター制度」に登録し、且つ活動を継続していること。） ※美知メセナ制度又は淡海エコフォスター制度は重複しての加点は行わない。	技術職員のうち１人　＋３ 技術職員のうち２人　＋６ 技術職員のうち３人以上　＋９ 一つ星企業　＋３ 二つ星企業　＋６ 三つ星企業　＋９ 本市と協定締結している団体に加入　＋５ ~~消防団員として活動している従業員~~ ~~１人雇用　＋５~~ ~~２人以上雇用　＋１０~~ 美知メセナ制度 または淡海エコフォスター制度　＋１０

⑤障害者の雇用 （申請日において雇用しているもの。）	障害者を１人雇用　＋３ 障害者を２人以上雇用　＋６
⑥保護観察対象者等の就労支援 １　申請日において大津保護観察所に協力雇用主として登録しているもの。 ２　申請日以前２年間において協力雇用主として保護観察者を３か月以上雇用していたもの。	協力雇用主としての登録　＋５ 協力雇用主として直接雇用　＋５
（３）信用状況 ①　入札参加停止状況 （令和~~4~~5 年 1 月 1 日から令和~~5~~6 年 12 月 31 日までの 2 年間の入札参加資格停止歴） ②不正または不誠実な行為 完成工事高の嵩上げや市の「工事担当者にかかる業務用携帯電話の使用に際して」にかかる不正行為等について、悪質の度合いに応じ客観点の２％の範囲で減点する。	１か月未満　－５ １か月以上　２か月未満　－１０ ２か月以上　３か月未満　－２０ ３か月以上　６か月未満　－３０ ６か月以上　１２か月未満　－５０ １２か月以上　－７０